

富山県中小企業再生支援強化事業実施要領

令和8年6月29日

富山県中小企業再生支援強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。）及び富山県中小企業再生支援強化事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

1 目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中小企業等の経営安定化を図るため、再生計画等の調査に要する経費及び再生計画等の策定に要する経費に対する支援を行う。

2 事業内容

(1) 補助対象者

国が実施する中小企業活性化協議会事業を利用する中小企業又は小規模事業者

(2) 補助金の内容

① 受付期間

令和8年6月29日（月）から令和9年2月26日（金）

ただし、予算に達し次第受付終了

② 交付対象

令和8年6月26日以降に「再生計画（プレ再生計画を含む。）」の調査又は事業計画策定の専門家費用の支払いを完了したものの。

③ 補助率

中小企業 自己負担額の2分の1

小規模事業者 自己負担額の3分の2

④ 上限額

100万円

3 事業の実施方法

(1) 交付申請

申請を行う者は4（2）に定める書類を作成し、2（2）に定める受付期間内に4（1）に定める提出先へ郵送、持参のいずれかの方法で提出すること。

(2) 交付決定

申請書類の内容を精査し、補助金を交付すべきものと認められる場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、通知する。

(3) 額の確定

交付決定の通知は、額の確定の通知を兼ねるものとする。

(4) 補助金の支払い

補助金の支払いは、補助金の額の確定後となる。

4. 交付申請書類の提出

(1) 提出先

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課金融担当

住所：富山県富山市新総曲輪1番7号

(2) 提出書類

- ①富山県中小企業再生支援強化事業費補助金交付申請書
- ②誓約書
- ③県が再生支援等の実施状況を確認することの同意書
- ④再生計画等策定実施確認書
- ⑤専門家費用の支払いを証する書類（領収書の写し等）
- ⑥納税証明書又は再生計画書等のうち県税の納付に関する箇所の写し
- ⑦補助金の振込先（金融機関名、口座番号、名義人等）が確認できる書類（通帳の写し等）
- ⑧その他知事が必要と認める書類

(3) 問い合わせ先

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課金融担当

TEL:076-444-3248